

住民票記載事項証明書（年金等の現況届）の郵送請求について

◎必要なもの（次の①～⑤を同封してお送りください）

① 住民票記載事項証明書（年金等の現況届）交付請求書【郵送請求用】

現況届の証明（住民票記載事項証明書）を請求できるのは原則本人及び同一世帯の方です。
やむを得ない事情で代理人が請求される場合は、本人からの委任状が必要です。

② 手数料（1通につき）

- ・公的年金（厚生年金、国民年金等、恩給、共済等）・・・ 無料
- ・公的年金以外の年金 …… 300円

有料の場合は、手数料分の定額小為替（郵便局にて販売しています）を同封してください。
定額小為替の有効期限は発行日から6ヶ月以内までとなります。

③ 返信用封筒

返信用封筒は必ず請求者の住所、氏名を書き、郵送に必要な金額の切手を貼ってください。
なお速達、簡易書留、特定記録等で返信を希望される方は、種別を明記の上、その分の切手を追加して貼ってください。

④ 請求者の本人確認できる書類のコピーを同封してください。

運転免許証、マイナンバーカード、健康保険被保険者証、年金手帳、生活保護受給者証、介護保険証など

※代理人請求の場合は代理人の本人確認書類が必要です。

⑤ 現況届（原本）

提出先からの指定のハガキや用紙等の書式にあらかじめ受給者の住所・氏名・生年月日等の必要事項を正確に記入してください。書式に記入する内容は住民票に記載されている内容と異なる場合、訂正となりますので、次の記入方法を参考にして記入してください。



※住所、氏名等は住民票と同様に、正確に記入してください。

・住所の記入例 誤「八尾市本町1-1-1」

正「大阪府八尾市本町1丁目1番1号」

【お問い合わせ・送付先】

〒581-0003 八尾市本町1-1-1

八尾市役所 市民課 郵送担当宛

電話：072-924-8549